

第369回（定例）兵庫県議会 付託議案審査参考資料

第168号議案	令和6年度兵庫県一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳出関係部分	・・・・・・・・ 2
第176号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例中 関係部分	・・・・・・・・ 4

文 教 関 係

第168号議案 令和6年度兵庫県一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳出関係部分

令和6年度兵庫県一般会計補正予算（第4号）提案額一覧表

（一般会計）

（単位：千円）

区 分	当 初 予 算 額		補 正 予 算 額 提 案 額	合 計	
	総 額	一般財源		総 額	一般財源
教育推進費	16,152,089	10,137,568	2,000	16,154,089	10,137,568
学校運営費	9,058,491	7,205,046	0	9,058,491	7,205,046
学校整備費	14,405,619	3,148,901	0	14,405,619	3,148,901
小 計	39,616,199	20,491,515	2,000	39,618,199	20,491,515
高等学校等 就学助成費	8,727,081	12,073	0	8,727,081	12,073
人 件 費	285,602,010	220,318,177	7,822,000	293,424,010	226,582,177
合 計	333,945,290	240,821,765	7,824,000	341,769,290	247,085,765

※財源：国庫、一般財源

令和6年度12月補正予算提案額の概要

(一般会計)

(単位：千円)

事項名	現計予算額		補正予算額	説明
	総額	一般財源		
体育推進費	279,730	173,732	2,000	学校給食費等負担軽減事業 2,000千円 学校給食等を実施する県立学校において、物価高騰に伴う保護者等の負担軽減を図るため、学校給食費等の増額分を支援 ○対象校：県立学校のうち給食等実施校()は、令和6年度から値上げしている学校数 特別支援学校 26校(7校) 定時制高等学校 7校
小計	279,730	173,732	2,000	
教育委員会事務局職員費	2,072,462	2,064,201	62,000	職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う人件費増(34,198人分)
小学校職員費	110,629,935	81,355,832	3,396,000	
中学校職員費	59,171,356	43,461,167	1,734,000	
高等学校職員費	60,914,742	51,349,920	1,772,000	
特別支援学校職員費	27,255,854	23,406,390	819,000	
社会教育費	1,123,468	1,118,529	37,000	
保健体育費	59,307	59,307	2,000	
小計	261,227,124	202,815,346	7,822,000	
合計	261,506,854	202,989,078	7,824,000	

※財源：国庫、一般財源

第176号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 令和6年4月の民間給与との比較等による改正（令和6年4月遡及）

ア 給料月額の変定（教育職員給与条例別表第1及び別表第2関係）

平均3.0%引き上げ

イ 期末・勤勉手当（教育職員給与条例第28条及び第29条関係）

年間支給月数を4.50月から4.60月に引き上げ

（単位：月）

区分	現行			改正案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225	1.025	2.25	<u>1.25</u> (+0.025)	<u>1.05</u> (+0.025)	<u>2.30</u> (+0.05)
12月期	1.225	1.025	2.25	<u>1.25</u> (+0.025)	<u>1.05</u> (+0.025)	<u>2.30</u> (+0.05)
年間	2.45	2.05	4.50	<u>2.50</u> (+0.05)	<u>2.10</u> (+0.05)	<u>4.60</u> (+0.10)

ウ 寒冷地手当（教育職員給与条例第25条関係）

支給月額の上限額を17,800円から19,800円に引き上げ

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）

ア 給料表の改編（教育職員給与条例別表第1及び別表第2関係）

3級(主幹教諭)～5級(校長)について、初号近辺をカットし、最低水準を引上げ

イ 扶養手当（教育職員給与条例第17条及び第18条関係）

(ア) 配偶者にかかる手当を廃止し、子の手当を増額

(イ) 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施

（単位：円）

区分	R7	R8	R9
配偶者	6,500	3,000	0
子	10,000	11,500	13,000

ウ 地域手当（教育職員給与条例第18条の3関係）

異動保障について、3年目を追加（1年目：100%、2年目：80%、3年目：60%）

エ 通勤手当（教育職員給与条例第19条及び附則第4条関係）

支給月額の上限を55,000円から150,000円に引き上げるとともに、特急や高速道路料金についても、支給限度額の範囲内で全額支給

オ 単身赴任手当（教育職員給与条例第19条の2関係）

新規採用者を支給対象に追加

カ 管理職員特別勤務手当（教育職員給与条例第27条の2関係）

平日深夜の対象時間について、0～5時を22時～5時に変更

キ 再任用職員の処遇改善（教育職員給与条例第30条の2関係）

再任用職員に支給する手当に、地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を追加

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(2)は令和7年4月1日

2 適用区分

第2の1(1)は令和6年4月1日から適用する。

3 経過措置等

その他所要の整備を定める。